

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2024年2月13日改定）**

2024年2月13日掲載

■スマートフォンアプリ利用規定（下線の部分は改定箇所）

現 行	改定後
(新設)	<p><u>第7章 ゆうちょ手続きアプリ</u></p> <p><u>第88条（総則）</u></p> <p><u>第1章及び本章は、当行が提供するゆうちょ手続きアプリ（以下本章において「本アプリ」といいます。）の利用に関する条件を、利用者と当行との間で定めるものです。利用者は、本アプリの利用にあたって第1章及び本章に同意いただく必要がありますので、ご利用の前に必ずお読みください。</u></p>
(新設)	<p><u>第89条（定義）</u></p> <p><u>本章において使用する用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。</u></p> <p><u>①「本アプリ」</u></p> <p><u>当行が提供するゆうちょ手続きアプリという名称のアプリケーション（理由のいかんを問わずその名称又は内容が変更された場合の当該変更後のアプリケーションを含みます。）及び関連ソフトウェアをいいます。</u></p> <p><u>②「本サービス」</u></p> <p><u>本アプリをインストールすることにより利用者が利用することができる次条に規定するサービスをいいます。</u></p> <p><u>③「利用者」</u></p> <p><u>第1章及び本章に同意のうえ第93条に定める手続を行い、本アプリを利用する者又は利用しようとする者をいいます。</u></p> <p><u>④「利用者情報」</u></p> <p><u>利用者が本サービスの利用に際して登録、提供した情報、本サービス利用中に当行が必要と判断して登録、提供を求めた情報及びこれらの情報について利用者自身が追加、変更を行った場合の当該情報をいい、本サービスの利用に際して撮影された利用者の容貌の写真画像、本人確認書類の写真画像及び本人確認書類のICチップに記録された情報を含みます。</u></p> <p><u>⑤「利用者端末」</u></p> <p><u>通信端末のうち、当行が別途指定するもので、かつ、利用者が所有又は管理するものをいいます。</u></p> <p><u>⑥「取得情報」</u></p> <p><u>本アプリ経由で自動的に取得する本アプリの操作履歴、アプリ起動ログ、ブラウザ閲覧ログ、利用ログ及び利用者端末情報等の情報をいいます。</u></p>
(新設)	<p><u>第90条（本サービス）</u></p> <p><u>本サービスは、次の各号に定めるとおりとします。</u></p> <p><u>① 無通帳型総合口座（無通帳型総合口座特約第1条（無通帳型総合口座）第1項に規定する無通帳型総合口座をいいます。以下本章において同じとします。）の申込み（無通帳型総合口座特約第2条（この口座の申込み）第1項に規定する申込みをいいます。以下本章において同じとします。）</u></p> <p><u>② カード等（キャッシュカード規定第3条（暗証払）に規定するカード等をいいます。ただし、当行所定のキャッシュカードを除きます。以下本章において同じとします。）の暗証（利用者が当行に届け出た暗証をいい、当行が指定する暗証を含みます。以下本章において同じとします。）の変更</u></p> <p><u>③ その他当行が別途定めるサービス</u></p>
(新設)	<p><u>第91条（無通帳型総合口座の申込み）</u></p> <p><u>1 利用者は、本アプリにより無通帳型総合口座の申込みを行うことができます。</u></p> <p><u>2 本アプリにおいて、前項の申込みをしようとするときは、利用者は、利</u></p>

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2024年2月13日改定）

現 行	改定後
	<p><u>利用者端末の画面の操作手順に従って、必要事項を入力し、利用者端末の画面に表示される当該利用者からの申込みの内容が正当であることを確認のうえ、当行所定の方法により無通帳型総合口座の申込みの請求電文を当行に送信してください。当行は当行所定の本人確認を行ったうえで送信者を利用者本人とみなし、受信電文を正当なものとして取り扱います。</u></p>
<u>（新設）</u>	<p><u>第92条（暗証の変更）</u></p> <p><u>1 利用者は、本アプリによりカード等の暗証を変更することができます。</u></p> <p><u>2 本アプリにおいて、前項の変更をしようとするときは、利用者は、利用者端末の画面の操作手順に従って、記号番号及び新たに使用しようとする暗証（本条において「新暗証」といいます。）を入力し、当行所定の方法により暗証の変更の請求電文を当行に送信してください。当行は当行所定の本人確認を行ったうえで送信者を利用者本人とみなし、受信電文を正当なものとして取り扱います。なお、生年月日、住所、自宅や勤務先の電話番号、連続番号、同一番号その他他人に容易に推測されやすい番号は、新暗証として使用できません。また、暗証は不定期的又は一定期間ごとに変更してください。</u></p> <p><u>3 本アプリにおいて、代理人のカード（キャッシュカード規定第9条（代理人のカード）第1項に定める代理人のカードをいいます。ただし、当行所定のキャッシュカードを除きます。）の暗証を変更しようとするときは、当該代理人のカードの交付を当行に届け出た利用者自身で手続きしてください。</u></p> <p><u>4 前項の変更については、第2項を準用します。</u></p>
<u>（新設）</u>	<p><u>第93条（本サービスの利用等）</u></p> <p><u>1 利用者は、本アプリを起動し、利用者端末の画面に表示される当行所定の事項に同意したうえで、本サービスの利用を申し込みます。当行が当行所定の事項の確認を完了することにより、当行が当該申込みを承諾したものとし、利用者は本アプリを起動している間、本アプリにより本サービスを利用することができるようになります。本サービスの利用の申込み及び当行による承諾は、本アプリを起動する都度必要です。動作確認済の端末及びOSについては、当行所定のホームページをご覧ください。</u></p> <p><u>2 本アプリ及び本サービスの利用可能日及び時間は当行所定の日及び時間内とし、利用者は、第1章及び本章に違反しない範囲内で、当行の定める方法に従い、本アプリ及び本サービスを利用することができます。</u></p> <p><u>3 利用者は、本アプリを日本国内に限って利用するものとし、日本国の外国為替及び外国貿易法、その他の適用される輸出入関連法令及び規制並びに関係各国の諸法令及び規制（米国の輸出入関連法令を含みますが、これに限りません。）を遵守するものとし、</u></p> <p><u>4 本アプリは、利用者が私的に利用する目的でのみ利用することができ、販売、配布又は開発等の私的利用以外の目的で利用してはならないものとし、</u></p> <p><u>5 利用者は、本アプリを、当行が提供する状態でのみ利用するものとし、本アプリの複製、修正、変更、改変又は翻案を行ってはならないものとし、</u></p> <p><u>6 本サービスの提供を受けるために必要な通信端末、ソフトウェアその他の機器、通信回線その他の通信環境等の準備及び維持は、利用者の費用と責任において行うものとし、</u></p> <p><u>7 利用者は、利用者端末がコンピュータウイルスや不正プログラムに感染しないよう、セキュリティ対策ソフトを導入するなどのセキュリティ対策を行ってください。</u></p> <p><u>8 利用者端末に本アプリをインストールしたものが盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがある場合は、第三者による不正利用を避けるため、利用者は、速やかに契約している通信サービス事業者に連絡する</u></p>

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2024年2月13日改定）

現 行	改定後
	<p><u>ものとしませ</u>。</p>
<u>（新設）</u>	<p><u>第 94 条（本サービスの追加、変更、中断及び終了等）</u></p> <p><u>1 当行は、利用者に事前の通知又は公表をすることなく、当行の判断により、本サービスの機能追加・機能削除・機能変更等の一切のサービス内容の追加又は変更ができるものとし、利用者はこれに同意するものとします。</u></p> <p><u>2 当行は、当行の判断により本サービスの全部又は一部の提供・運営を終了することができるものとします。この場合において、当行は、当行が適当と判断する方法で利用者にあらかじめその旨を公表します。ただし、緊急の場合は利用者への公表が事後になる場合があります。</u></p> <p><u>3 当行は、次の各号の事由が生じた場合には、利用者に事前に通知又は公表することなく、本サービスの全部又は一部を中断することができるものとします。</u></p> <p><u>① 本サービス用のハード・ソフト・通信機器設備等に関わるメンテナンスや修理を定期的又は緊急に行う場合</u></p> <p><u>② アクセス過多、その他予期せぬ要因でシステムに負荷が集中した場合</u></p> <p><u>③ 利用者のセキュリティを確保する必要が生じた場合</u></p> <p><u>④ 電気通信事業者の役務が提供されない場合</u></p> <p><u>⑤ 天災等の不可抗力により本サービスの提供が困難な場合</u></p> <p><u>⑥ 火災、停電、その他の不慮の事故又は戦争、紛争、動乱、暴動、労働争議等により本サービスの提供が困難な場合</u></p> <p><u>⑦ 法令又はこれらに基づく措置により本サービスの運営が不能となった場合</u></p> <p><u>⑧ その他前各号に準じ当行が合理的な理由に基づき必要と判断した場合</u></p> <p><u>4 当行は、本条に基づき当行が行った措置により利用者又は第三者に生じた損害については、当行の責に帰すべき事由がある場合に限り、賠償する責任を負うものとします。また、当行の責に帰すべき事由がある場合であっても、当行は、付随的損害、特別損害、間接損害、将来の損害及び逸失利益に係る損害について賠償する責任を負わないものとします。ただし、当行に故意又は重過失がある場合は、その限りでないものとします。</u></p>
<u>（新設）</u>	<p><u>第 95 条（本アプリにおける禁止事項）</u></p> <p><u>利用者は、本アプリの利用にあたり、自ら又は第三者をして次の各号のいずれかに該当する行為をしてはなりません。</u></p> <p><u>① 当行又は他の利用者その他の第三者の知的財産権、肖像権、プライバシー、名誉、その他の権利若しくは利益を侵害する行為又はそのおそれのある行為</u></p> <p><u>② 法令、裁判所の判決、決定若しくは命令又は法令上拘束力のある行政措置に違反する行為及びこれらを助長する行為又はそのおそれのある行為</u></p> <p><u>③ 当行又は他の利用者その他の第三者に対する詐欺又は脅迫行為</u></p> <p><u>④ 当行又は他の利用者その他の第三者になりすます行為</u></p> <p><u>⑤ 他の利用者の利用者情報を利用する行為</u></p> <p><u>⑥ 本サービス、当行、他の利用者その他の第三者の信用を失墜・毀損させる行為</u></p> <p><u>⑦ 本サービスに関わる記載、機能について、無断でそのコピー、複製、アップロード、掲示、電送、配布等をする行為</u></p> <p><u>⑧ 営利・非営利にかかわらず、当行所定のホームページ並びに本サービスにて提供される記載及び機能を修正、変更、編集、切除その他改変する行為又は頒布、貸与、譲渡、公衆送信、送信可能化、上映を行い若しくは第三者をしてこれらを行わせる行為</u></p> <p><u>⑨ 本アプリ及びその複製物等を利用者又は第三者が制作又は運営するホームページ等においてダウンロードすることができるようにする行</u></p>

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2024年2月13日改定）

現 行	改定後
	<p style="text-align: center;">為</p> <p>⑩ <u>本サービスのネットワーク又はシステム等に過度な負荷をかける行為</u></p> <p style="text-align: center;">為</p> <p>⑪ <u>本サービスに接続しているシステム全般に権限なく不正にアクセスし又は当行設備に蓄積された情報を不正に書き換え若しくは消去する行為その他当行に損害を与える行為</u></p> <p>⑫ <u>故意に虚偽の情報等を公開し又は投稿する行為</u></p> <p>⑬ <u>他の利用者の情報の収集を目的とする行為</u></p> <p>⑭ <u>第1章及び本章並びに本サービスの趣旨・目的に反する行為</u></p> <p>⑮ <u>前各号の行為を直接若しくは間接に惹起し又は容易にする行為</u></p> <p>⑯ <u>その他当行が合理的な理由に基づき不適切と判断する行為</u></p>
(新設)	<p><u>第96条（利用停止等）</u></p> <p>1 <u>当行は、利用者が次の各号の一にでも該当し又は該当するおそれがあると当行が判断した場合には、事前に通知することなく、利用者情報等の削除、本サービスの利用停止又は制限その他適切な措置をすることができるものとします。</u></p> <p>① <u>第1章及び本章に違反した場合</u></p> <p>② <u>当行に提供した情報の全部又は一部につき虚偽の事実があることが判明した場合</u></p> <p>③ <u>当行、他の利用者その他の第三者に損害を生じさせるおそれのある目的若しくは方法で本サービスを利用し又は利用しようとした場合</u></p> <p>④ <u>手段のいかんを問わず、本サービスの運営を妨害した場合</u></p> <p>⑤ <u>死亡した場合又は未成年者、成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人のいずれかであって、法定代理人、後見人、保佐人若しくは補助人の同意等を得ていなかった場合</u></p> <p>⑥ <u>当行の貯金等共通規定第11条各号のいずれかを満たさないものと当行が合理的な理由に基づき判断した場合</u></p> <p>⑦ <u>本サービスの運営・保守管理上必要であると当行が合理的な理由に基づき判断した場合</u></p> <p>⑧ <u>暗証の変更にあたり、当行所定の回数を超えて記号番号の入力を誤った場合</u></p> <p>⑨ <u>その他前各号に類する事由があると当行が合理的な理由に基づき判断した場合</u></p> <p>2 <u>利用者は、前項に基づき本サービスの利用停止等の措置がとられた場合であっても、当行及び第三者に対するサービス利用契約上の一切の義務及び債務（損害賠償債務を含みますが、これに限りません。）を免れるものではありません。また、前項に基づき本サービスの利用停止等の措置がとられた場合、当行は利用者情報、利用履歴に関する情報その他コンテンツ（利用者が本サービスを通じてアクセスすることができる情報（文章、画像、イメージ、文字、音、ソフトウェア、プログラム、コードその他のデータを含みますが、これらに限られません。）をいいます。）について継続して保有する義務を負わないものとします。</u></p> <p>3 <u>当行は、本条に基づき当行が行った利用停止等の措置によって利用者</u> <u>に生じた損害については、当行の責に帰すべき事由がある場合に限り、賠償する責任を負うものとします。また、当行の責に帰すべき事由がある場合であっても、当行は、付随的損害、特別損害、間接損害、将来の損害及び逸失利益に係る損害について賠償する責任を負わないものとします。ただし、当行に故意又は重過失がある場合は、その限りでないものとします。また、本サービスの利用停止等の後も、利用者が当行に提供した情報を保有・利用することができるものとします。</u></p>
(新設)	<p><u>第97条（利用者に関する情報の収集、解析及び取扱い）</u></p> <p>1 <u>利用者は、利用者情報及び取得情報を、当行のプライバシーポリシー及び本条に従い当行が取り扱うことについて、同意するものとします。</u></p> <p>2 <u>当行は、次の各号に掲げる利用目的のため、利用者情報及び取得情報</u></p>

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2024年2月13日改定）

現 行	改定後
	<p>を利用します。</p> <p>① <u>本アプリの機能改善及び品質向上のため</u></p> <p>② <u>個人を特定できない形で統計データとして活用及び公開するため</u></p> <p>③ <u>本サービスの提供及びサービス内容の改良のため</u></p>
(新設)	<p><u>第98条（保証の否認及び免責）</u></p> <p>1 <u>当行は、本サービスから得られる情報その他本サービスにより利用者が取得し得る一切の情報が、利用者の特定の目的に適合すること、利用者が期待する機能・商品的価値・正確性・有用性・完全性等を有すること、本サービスの利用が利用者に適用のある法令又は業界団体の内部規則等に適合すること及び不具合（セキュリティ等に関する欠陥、エラーやバグ、権利侵害等を含みますが、これらに限りません。以下本章において同じとします。）が生じないことについて、何ら保証するものではありません。</u></p> <p>2 <u>利用者は、本アプリがすべての通信端末に対応していることを当行が保証するものではないこと、また、仮に本サービスの利用開始時に対応していた場合でも、本サービスの利用に供する通信端末のOSのバージョンアップ等に伴い本サービスの動作に不具合が生じる可能性があることにつき、あらかじめ了承するものとします。当行は、かかる不具合が生じた場合に当行が行うプログラムの修正等により当該不具合が解消されることを保証するものではありません。</u></p> <p>3 <u>利用者は、当行所定のアプリストアの利用規約の変更等に伴い、本アプリ及び本サービスの全部又は一部の利用が制限される可能性があることを、あらかじめ了承するものとします。</u></p> <p>4 <u>利用者は、利用者が本サービスを利用する環境や通信状況の変化その他の外部的事情により、本サービスの精度が低下する場合があることにつき、あらかじめ了承するものとします。</u></p> <p>5 <u>当行は、本サービスの提供の中断、停止、終了、利用不能若しくは変更、本サービスを通じて利用者が発信した情報の削除若しくは消失、機器の故障若しくは損傷又は当行から提供された情報をもとに利用者が独自に判断して行った行為に起因する損害その他事由のいかなを問わず、当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、本サービスに起因又は関連して生じた損害につき、賠償する責任を負わないものとします。また、当行の責に帰すべき事由がある場合であっても、当行は、付随的損害、特別損害、間接損害、将来の損害及び逸失利益に係る損害について賠償する責任を負わないものとします。ただし、当行に故意又は重過失がある場合は、その限りでないものとします。</u></p> <p>6 <u>当行は、利用者又は第三者に関する画像情報等が撮影されることに関して一切の責任を負わないものとします。利用者は、当行が特に認める場合を除き、第三者に関する画像情報等が撮影されることのないよう、撮影を行う場所等の環境には十分に注意するものとします。</u></p> <p>7 <u>当行は、利用者情報を、当行所定のサーバ上に保存します。しかしながら、当行は、これらの完全な安全性、信頼性等を保証するものではなく、保存された利用者情報等その他の情報の消失に起因して生じた損害については、当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、本サービスに起因又は関連して生じた損害につき、賠償する責任を負わないものとします。また、当行の責に帰すべき事由がある場合であっても、当行は、付随的損害、特別損害、間接損害、将来の損害及び逸失利益に係る損害について賠償する責任を負わないものとします。ただし、当行に故意又は重過失がある場合は、その限りでないものとします。</u></p> <p>8 <u>次の各号の事由により本サービスの取扱いが遅延し又は不能となった場合であっても、それにより生じた損害については、当行は責任を負いません。</u></p> <p>① <u>災害、事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったとき</u></p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2024年2月13日改定）**

現 行	改定後
	<p><u>② 当行又は金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線又はコンピュータ等に障害が生じたとき</u></p> <p><u>③ その他当行以外の者の責に帰すべき事由があったとき</u></p>
<u>（新設）</u>	<p><u>第 99 条（紛争処理及び損害賠償）</u></p> <p><u>1 利用者は、本章に違反することにより、又は本サービスの利用に関連して当行に損害を与えた場合、当行に対しそのすべての損害を賠償しなければなりません。</u></p> <p><u>2 利用者による本サービスの利用に関連して、当行が、他の利用者その他の第三者から権利侵害その他の理由により何らかの請求を受けた場合、利用者は、当該請求に基づき当行が当該第三者に支払いを余儀なくされた金額及び当該請求に係る紛争等の解決のために当行が負担した金額を賠償しなければなりません。</u></p> <p><u>3 本サービスに関連して利用者が被った損害について、当行の責に帰すべき事由がある場合であっても、当行は、付随的損害、特別損害、間接損害、将来の損害及び逸失利益に係る損害について賠償する責任を負わないものとします。ただし、当行に故意又は重過失がある場合は、その限りでないものとします。</u></p>
<u>（新設）</u>	<p><u>第 100 条（規定の適用）</u></p> <p><u>1 利用者は、本サービスにより無通帳型総合口座の開設を行うに当たっては、この規定のほか、無通帳型総合口座に関して適用される「貯金等共通規定」、「通常貯金規定」、「振替貯金口座規定」、「総合口座取引規定」、「キャッシュカード規定」、「無通帳型総合口座特約」、「デビットカード規定」及び「ゆうちょダイレクト規定」に同意するものとします。</u></p> <p><u>2 暗証の変更には、この規定のほか、「キャッシュカード規定」が適用されます。ただし、同規定とこの規定とで相違が生じる場合には、この規定が優先して適用されるものとします。</u></p>

以上